住民が主役のまちづくりのために

まらうくら

基本条例」が施行されます。 平成21年4月1日より、「幌延町まちづくり

て何が今までと変わるのでしょうか。今月号 ものなのでしょう。そして、この条例によっ 「まちづくり基本条例」というのは、どんな この条例についてご説明します。

なぜ、 基本条例を策定したのでしょうか

果たすことによって、町民主体の協働のまち づくりを進めることとしています。 議会、行政の三者がそれぞれの責任と役割を 町では、自治の主役は町民であり、 町民、

基本となる考え方を示しているのが、この基 画を策定する場合の原則となります。 まちづくりの最高規範として、他の条例や計 てこのまちづくり基本条例に沿って行われ、 本条例です。町が進めるまちづくりは、すべ 安全で安心して暮らせる社会の実現のための そうしたまちづくりの理念を明らかにし、

まちづくり基本条例の概要

ここでは、条例策定の目的と、 それぞれの

> も仕事や学校のために幌延町に通っている人 に住んでいる人と、住んでいる場所が町外で例えば、この条例でいう「町民」とは、町内 も含む、といったことを明示しています。 用語の定義を規定しています。

第二章 まちづくりの基本原則

います。 明責任を果たす。以上の4つの柱を規定して 及び町は公正な町政運営を行い、積極的に説 して協働のまちづくりをすすめる。④町議会 び町が、お互いの役割と責務に基づき、協力 参加する機会を保障する。③町民、町議会及 する情報を共有する。②町民がまちづくりに 議会及び町がそれぞれに持つまちづくりに関 まちづくりの基本原則として、①町民、 町

情報の共有

いて規定しています。 個人情報の保護」「パブリックコメント」につ ここでは、「町民の知る権利」「情報の提供」

正確で分かりやすい情報として提供すること みんなの共有財産であるという認識をもち、 めています。また、町が保有する情報は町民 めることが出来る権利を有していることを定報を受けるだけでなく、必要な情報を自ら求 町民は町政の主権者として、提出された情

> 保護することも規定して シーに関する個人情報を 条例」を施行しています。 に「幌延町個人情報保護 おり、町では、平成13年 などが定められています。 人権に関わるプライバ 個人の基本的



などを考慮して決定するものです。 きに、案の段階から公表し、いただいた意見 広く町民の生活に関わる条例や計画を作ると

第四章 参加と協働

と保障」「町民参加の推進」「協働の推進」「コ ミュニティ活動の推進」「住民投票」です。 ここで規定しているのは、「町民参加の権利

▽町民参加の権利と保障

ちづくりの重要な計画の策定、実施、評価の ▽町民参加の推進 各段階等に参加できることを保障しています。 町民は町政運営に参加する権利があり、 ま

めるとしており、4月1日施行を目指して「幌 加機会の拡充を図ることを規定しています。 町は審議会やパブリックコメントなどの参 町民参加について必要な事項は別に定